

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第38号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(不動産取得税の課税客体)</p> <p>第54条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。次項及び第65条において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（<u>独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。第65条において同じ。</u>）の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地（以下この項及び第65条において「仮換地等」という。）の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得があったときは、当該従前の土地の取得</p>	<p>(不動産取得税の課税客体)</p> <p>第54条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。次項及び第65条において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地（以下この項及び第65条において「仮換地等」という。）の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得があったときは、当該従前の土地の取得をもって当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。</p>

をもって当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

7 [略]

附 則

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 [略]

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第14項の政令で定めるものの新築を平成25年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第14項の政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、政令第37条の16で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令第37条の17で定めるものにつき1,200万円）」とあるのは「当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法附則第11条第14項の政令で定めるものにつき1,200万円」とする。

(不動産取得税の減額)

第22条の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。

7 [略]

附 則

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 [略]

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第13項の政令で定めるものの新築を平成27年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第13項の政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、政令第37条の16で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令第37条の17で定めるものにつき1,200万円）」とあるのは「当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法附則第11条第13項の政令で定めるものにつき1,200万円」とする。

(不動産取得税の減額)

第22条の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。

）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成25年3月31日までにした場合における第61条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（法第73条の24第1項の政令で定める住宅に限る。以下「特例適用住宅」という。）1戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法附則第11条の4第3項の政令で定めるものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第24条の2の3 [略]

2～6 [略]

7 次に掲げるトラック（法附則第12条の2の5第7項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日（第1号に掲げるトラックのうち車両総重量が22トンを超えるもの及び第2号に掲げるトラックにあつては、平成26年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成27年3月31日までにした場合における第61条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（法第73条の24第1項の政令で定める住宅に限る。以下「特例適用住宅」という。）1戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法附則第11条の4第3項の政令で定めるものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第24条の2の3 [略]

2～6 [略]

7 次に掲げる自動車（法附則第12条の2の5第7項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日（第1号に掲げる自動車のうち車両総重量が12トンを超えるもの、第2号に掲げるトラックのうち車両総重量が22トンを超えるもの及び第3号に掲げるトラックにあつては、平成26年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

（1）車両総重量が5トンを超える乗用車（法附則第12条の2の5第7項第1号の総務省令で定めるものに限る。）又はバス（同号の総務省令で定め

(1) 車両総重量が8トンを超えるトラック（法附則第12条の2の5第7項第1号の総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）で同項第1号の総務省令で定めるものに適合するもの

(2) 車両総重量が13トンを超えるトラック（法附則第12条の2の5第7項第2号の総務省令で定めるけん引自動車に限る。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で同号の総務省令で定めるものに適合するもの

8 [略]

（狩猟税の税率の特例）

第30条 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第142条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

(1)・(2) [略]

るものに限る。)であって、道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号及び第3号において「制動装置保安基準」という。）で同項第1号の総務省令で定めるものに適合するもの

(2) 車両総重量が8トンを超えるトラック（法附則第12条の2の5第7項第2号の総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で同号の総務省令で定めるものに適合するもの

(3) 車両総重量が13トンを超えるトラック（法附則第12条の2の5第7項第3号の総務省令で定めるけん引自動車に限る。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で同号の総務省令で定めるものに適合するもの

8 [略]

（狩猟税の税率の特例）

第30条 平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第142条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

(1)・(2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の岩手県県税条例（次条において「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第24条の2の3第7項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。